

第 77 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画
作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和 25 年以来毎年春季に(公社)国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和 9 年(2027 年)に奈良県で第 77 回全国植樹祭を開催するに当たり、開催理念、開催規模、開催候補地等を定めた第 77 回全国植樹祭基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定したところである。

本業務は、第 77 回全国植樹祭に向けて、宿泊・輸送等業務について優れた企画力や遂行力を持つ委託業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1)業 務 名 第 77 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務

(2)業務内容 別紙「第 77 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務委託仕様書」のとおり

(3)契約期間 契約締結日より令和 8 月 3 月 16 日（月）まで

(4)委託金額の上限額 1,094,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領の公表	令和 7 年 8 月 6 日（水）
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時
参加表明書の提出期限	令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時
企画提案書の受付期限	令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時
企画提案書のプレゼンテーション	令和 7 年 9 月 16 日（火）
審査結果の通知・公表	令和 7 年 9 月中旬
業務委託契約の締結	令和 7 年 9 月中旬
輸送等計画及び概算経費（案）の提出	令和 7 年 9 月 30 日（火）
中間報告	令和 7 年 12 月上旬
成果品の提出	令和 8 年 3 月

4 参加資格

参加表明書及び企画提案書を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)から(4)は、構成する者のうちいずれかの者が満たし、さらに下記(5)から(14)までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく「第 1 種旅行業者」又は「第 2 種旅行業者」の登録を受けた者であること。
- (2) 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に完了した同種又は類似の大会（以下、「同種大会等」という。）において、宿泊・輸送計画作成等の受託実績（共同企業体での受託を含む）を有する者であること。
※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会
- (3) 本業務の実施に当たり、過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）までに完了した同種大会等の宿泊・輸送計画作成等の業務に従事した経験を有する主任担当者及び総括責任者を配置できること。
- (4) 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁する等の対応ができる体制を整えていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 企画提案書の提出時において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月奈良県告示第 427 号）による競争入札参加資格者名簿に登載されている者もしくは、登載に係る手続きを奈良県に申請中である者であること。
- (7) 公告日から本件業務の提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (8) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 上記(10)及び(11)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (14) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、「第 77 回全国植樹祭」のホームページからダウンロードし入手すること。

なお、窓口及び郵送での配布は行わない。

URL:<https://syokujusai-nara2027.pref.nara.jp/news/recruit/2025/08/06/ssyk/>

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書（様式 5）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時必着
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 第 77 回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局
 - ・メール宛先 syokujusai77@office.pref.nara.lg.jp
 - ・メール件名 【法人名】（質問）第 77 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時までに、ホームページに掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により提出すること。

(1) 提出書類

①	プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式1)	1部
②	会社概要(様式2)	1部
③	過去の同種又は類似大会業務の受注実績(様式3)	1部
④	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体構成員届出書(様式4)	1部
⑤	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体協定書等の写し(任意様式) ※参考様式あり	1部

※共同企業体の場合、②及び③の書類については構成企業ごとに1部提出すること。

※③の書類については、実績を証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。

(2) 提出期限 令和7年8月28日(木) 午後5時必着

(3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。

(4) 提出先 〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

第77回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局

(奈良県環境森林部森林環境課内)

(5) 参加申込後の辞退

参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、令和7年9月3日(水) 午後5時までに辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書(任意様式)	6部
②	業務実施スケジュール(様式6)	6部
③	業務実施体制(様式7)	6部
④	共同企業体協定書写し(任意様式) ※共同企業体のみ	6部
⑤	主任担当者等の経歴等(様式8)	6部
⑥	主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績(様式9)	6部
⑦	業務受託見積書(任意様式)	6部
⑧	大会概算費用見積書(任意様式)	6部

※②及び③については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

(2) 提出期限 令和7年9月9日（火）午後5時必着

(3) 提出先 上記7(4)と同じ

(4) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とすること。

(5) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想及び仕様書に基づき、次の事項に留意して作成すること。

なお、ウ～キは、仕様書4（1）輸送手段の比較検討における①～③の輸送方法にとらわれず、企画提案者が最適と考える輸送方法に基づき、企画提案を行うこと。

ア 輸送方法の検討に関する提案

- ・ 輸送方法の検討を行うに当たり、必要となる比較項目を整理すること
- ・ 各比較項目における比較方法については、客観的かつ適切な方法とすること

イ 業務推進体制に関する提案

- ・ 適正な組織体制と人員配置とすること
- ・ 円滑で無理のないスケジュールとすること
- ・ 緊急・不測の事態が生じた場合に対応できる体制とすること

ウ 招待者の管理及び受付に関する提案

- ・ 招待事務に必要な招待者情報の全てを一元管理でき、招待者の名簿作成や招待事務を円滑かつ効率的に遂行できる実用的な情報管理システムとすること
- ・ 申込後の変更及びキャンセルにも対応できるシステムとすること
- ・ 個人情報等の情報管理が徹底されているシステムとすること
- ・ 招待者区分に応じた円滑な受付体制とすること
- ・ 招待者の行事参加区分を識別する方法を提案すること
- ・ 本人確認を確実に実施できる受付体制（場所、方法）とすること
- ・ 招待状等の誤発送等の人為ミスを防止するためのチェック体制について提案すること

エ 宿泊に関する提案

- ・ 必要な室数を確保するための計画を提案すること

- ・ 式典会場等への移動の利便性に配慮すること
- ・ 公共交通機関を利用する場合の利便性に配慮すること
- ・ 宿泊施設のレベル及び料金設定を適切にすること
- ・ 宿泊予定者の多様なニーズ（原則シングル利用、希望に応じた定員利用等）に対応できること
- ・ 宿泊予定者からの変更要望等に対応できること
- ・ 火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における宿泊施設の対応が適切かつ確実に提供されること
- ・ 本大会に係る輸送計画と調和がとれること

オ 輸送等に関する提案

- ・ 参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段とすること
- ・ 必要となる輸送手段（バス台数等）を確実に確保すること
- ・ S V I P（天皇皇后両陛下等）の発着時に渋滞・混乱等が発生しないこと
- ・ 行幸啓に伴う交通規制を考慮し、招待者等の輸送に支障を来さないこと
- ・ 大会参加者及び会場近隣住民等の安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策を提案すること
- ・ 交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態に対応できる運行管理体制とすること
- ・ 県内各地から参加する者の利便性に配慮すること
- ・ 駐車場について提案すること
- ・ 駐車不許可車両や不審車両への対応等、駐車場内における安全確保策を提案すること

カ 招待者等への配布物の作成、手配及び配布に関する提案

- ・ 式典等の円滑な運営のために必要な配布物について提案すること
- ・ 配布物の適切な保管、配送方法について提案すること
- ・ 携帯性について遠方からの参加者等に配慮すること
- ・ 廃棄物を極力出さないなど、環境に配慮した大会とすること
- ・ 奈良県の資源（自然や産業・文化、特産品等）を活用した効果的なPRを行うこと

キ 費用に関する提案

- ・ 可能な限り少ない費用で、最大限の効果をもたらす計画とすること
- ・ 本委託業務を履行するための経費の見積が妥当であること

② 業務実施スケジュール(様式6)

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

③ 業務実施体制(様式7)

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

④ 共同企業体協定書写し(任意様式)

共同企業体の結成に係る協定書等の写し

⑤ 主任担当者等の経歴等(様式8)

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑥ 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績(様式9)

配置予定の主任担当者等が過去に従事した同種又は類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑦ 業務受託見積書(任意様式)

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

⑧ 大会概算費用見積書(任意様式)

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。年度区分及び項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容は全て見積書に記載すること。なお、項目ごとの価格は税込み(10%)とする。

(6) 記載留意事項

① 企画提案は、1提案者につき1提案とする(複数提案は不可)。

② 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。

③ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

④ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

⑤ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

⑥ 企画提案書には、提出者(再委託先を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名、ロゴマーク等)を記載しないこと。当該記載が認められた場合は、当該項目を無効とする。ただし、表紙は1部のみ社名を記載すること。(残り5部の表紙には、提出者(再委託先を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名、ロゴマーク等)を記載しないこと)

9 企画提案書の事前審査

参加表明書を提出した者が5者以上の場合、事務局が事前審査を行い本要領「10 プレゼンテーションの実施」により審査を行う3者程度を選定する。

- (1) 実施の判断 事前審査を実施する際には、9月1日（月）までに、参加表明書を提出した全ての者にメールで連絡する。
（参加表明書を提出した者から辞退者が出て、5者未満となった場合には、事前審査を中止することがある。その場合は事務局より改めて通知する。）
- (2) 審査基準 本要領「12 審査基準 ②業務遂行能力に関する事項 ウ業務経験」及び「③価格に関する事項 ア本業務の受託見積価格」の2つの基準で審査を行い、合計点数の上位3者程度を選定する。点数が同点であるものが複数ある場合で、選定ができない場合には、同点の者を対象にくじ引きを行い、プレゼンテーション実施対象者を選定することがある。
- (3) 審査結果 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和7年9月16日（火）
※詳細な時間については別途通知する。
- (2) 場 所 奈良市内（プレゼンテーション実施対象者に別途通知する）
- (3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。
- (4) 実施時間 プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 5 分程度とする。
- (5) 実施方法
- ① 説明は企画提案書により行うこと。
なお、必要に応じて資料をプロジェクターに投影することができるが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。
 - ② プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めない。
 - ③ パソコンを使用する場合は当日持参すること。
なお、プロジェクター（HDMI 端子）及びスクリーンは事務局が用意する。

11 審査及び選定方法

選考方法の詳細は、本実行委員会が設置する審査会で決定する。

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合

計を審査員の数で除した点数が 60 点以上あれば最優秀提案者として選定する。

12 審査基準

企画提案書の評価項目・評価基準・選定基準は下記のとおり

審査項目	審査の観点	配点 (点)
①企画提案に関する事項 (55点)	ア 輸送方法の検討	10
	イ 招待者管理・受付に関する事項	15
	ウ 宿泊に関する事項	10
	エ 輸送に関する事項	15
	オ 招待者等への配布物に関する事項	5
②業務遂行能力に関する事項 (25点)	ア 組織体制	10
	イ 業務遂行計画（スケジュール）	5
	ウ 業務経験	10
③価格に関する事項 (20点)	ア 本業務の受託見積価格	5
	イ 大会概算費用見積価格と費用対効果	15

13 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

上記 11 で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調のときは、上記 11 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

15 契約保証金

地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定で定める契約保証金として、契約金額の

100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

16 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、第 77 回全国植樹祭奈良県実行委員会に帰属するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

17 問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 3 0

第 77 回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局（奈良県環境森林部森林環境課内）

電話番号：0742-27-8119 FAX:0742-24-5004

電子メール：syokujusai77@office.pref.nara.lg.jp